

## 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 主旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等については、子ども・子育て支援法の規定により、内閣府令に定める基準により条例で定めることとされている。

このたび、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」により、運営の基準等に関する内閣府令（※）が改正されたため、世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案を、令和3年第4回区議会定例会に提案する。

※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府令第39号）

### 2 改正内容

- (1) 特定教育・保育施設等が、書面により行うこととされている作成、交付等について、書面に代えて電磁的記録及び方法により行うことができる旨を新たに規定する。
- (2) 特定教育・保育施設等が、保護者に対して説明を行い、同意を得ることとされている事項のうち、書面で行うものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を新たに規定する。

### 3 改正案

別紙 新旧対照表のとおり

### 4 施行予定日

公布の日

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和3年11月 第4回区議会定例会（改正案の提案）

改正後	改正前
<p>○世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例</p>	<p>○世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例</p>
<p>平成26年9月30日条例第37号</p>	<p>平成26年9月30日条例第37号</p>
<p>改正</p>	<p>改正</p>
<p>平成30年6月26日条例第49号</p>	<p>平成30年6月26日条例第49号</p>
<p>令和元年10月1日条例第32号</p>	<p>令和元年10月1日条例第32号</p>
<p>令和2年3月4日条例第13号</p>	<p>令和2年3月4日条例第13号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条—第3条）</p>	<p>第1章 総則（第1条—第3条）</p>
<p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p>	<p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p>
<p>第1節 利用定員に関する基準（第4条）</p>	<p>第1節 利用定員に関する基準（第4条）</p>
<p>第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）</p>	<p>第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）</p>
<p>第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</p>	<p>第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</p>
<p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p>	<p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p>
<p>第1節 利用定員に関する基準（第37条）</p>	<p>第1節 利用定員に関する基準（第37条）</p>
<p>第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）</p>	<p>第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）</p>
<p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</p>	<p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</p>
<p>第4章 区外に所在する施設又は事業所に係る特例（第53条）</p>	<p>第4章 区外に所在する施設又は事業所に係る特例（第53条）</p>
<p>第5章 雑則（第54条・<u>第55条</u>）</p>	<p>第5章 雑則（<u>第54条</u>）</p>
<p>第6章 罰則（第<u>56</u>条）</p>	<p>第6章 罰則（第<u>55</u>条）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p>	<p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p>
<p>第2節 運営に関する基準</p>	<p>第2節 運営に関する基準</p>
<p>（内容及び手続の説明及び同意）</p>	<p>（内容及び手続の説明及び同意）</p>

改正後	改正前
<p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>(2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p>
(削除)	<p><u>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p>
(削除)	<p><u>5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p>
<p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準  第2節 運営に関する基準  (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規</p>	<p><u>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準  第2節 運営に関する基準  (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規</p>

改正後	改正前
<p>程の概要、職員の勤務の体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>程の概要、職員の勤務の体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の</u></p>
<p>第5章 雑則 <u>(電磁的記録等)</u></p>	<p><u>交付について準用する。</u> 第5章 雑則</p>
<p><u>第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>
<p><u>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であ</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>って次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p><u>(追加)</u></p> <p></p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの	
(2) ファイルへの記録の方式	
5 前項の規定により承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	(追加)
6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項各号列記以外の部分中「書面等の交付又は提出」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項本文中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、	(追加)

改正後	改正前
<p><u>「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と、同項ただし書中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。</u></p>	